

16 就労

(1) 就労のための相談・支援機関

名称	所在地	電話番号 FAX番号	管轄地域
ハローワーク広島 (広島公共職業安定所)	〒730-8513 広島市中区上八丁掘 8-2 (広島清水ビル 1~4 階)	082-223-8609 082-223-5122	広島市のうち中区、西区、 安佐南区、佐伯区(湯来 町、杉並台を除く)
ハローワーク広島東 (広島東公共職業安定所)	〒732-0051 広島市東区光が丘 13-7	082-264-8609 082-264-1355	広島市のうち東区、南区、 安芸区、安芸郡
ハローワーク可部 (可部公共職業安定所)	〒731-0223 広島市安佐北区可部南三丁目 3-36	082-815-8609 082-814-6222	広島市のうち安佐北区、 山県郡
ハローワーク広島西条 (広島西条公共職業安定所)	〒739-0041 東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609 082-422-7294	東広島市
ハローワーク竹原 (広島西条公共職業安定所 竹原出張所)	〒725-0026 竹原市中央五丁目 2-11	0846-22-8609 0846-22-9316	竹原市、豊田郡
ハローワーク呉 (呉公共職業安定所)	〒737-8609 呉市西中央一丁目 5-2	0823-25-8609 0823-22-1106	呉市、江田島市
ハローワーク尾道 (尾道公共職業安定所)	〒722-0026 尾道市栗原西二丁目 7-10	0848-23-8609 0848-23-2852	尾道市、世羅郡
ハローワーク福山 (福山公共職業安定所)	〒720-8609 福山市東桜町 3-12	084-923-8609 084-931-8486	福山市
ハローワーク三原 (三原公共職業安定所)	〒723-0004 三原市館町一丁目 6-10	0848-64-8609 0848-62-0130	三原市
ハローワーク三次 (三次公共職業安定所)	〒728-0013 三次市十日市東三丁目 4-6	0824-62-8609 0824-62-1859	三次市
ハローワーク安芸高田 (三次公共職業安定所 安芸高田出張所)	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605 0826-42-0224	安芸高田市
ハローワーク庄原 (三次公共職業安定所 庄原出張所)	〒727-0012 庄原市中本町一丁目 20-1	0824-72-1197 0824-72-7533	庄原市
ハローワーク府中 (府中公共職業安定所)	〒726-0005 府中市府中町 188-2	0847-43-8609 0847-43-1115	府中市、神石郡
ハローワーク廿日市 (廿日市公共職業安定所)	〒738-0033 廿日市市串戸四丁目 9-32	0829-32-8609 0829-32-3350	廿日市市、広島市佐伯区 のうち湯来町、杉並台
ハローワーク大竹 (廿日市公共職業安定所 大竹出張所)	〒739-0614 大竹市白石一丁目 18-16	0827-52-8609 0827-53-8609	大竹市
独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構広島 支部 広島障害者職業センター	〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 (NTT クレド白島ビル 12 階)	082-502-4795 082-211-4070	

◆障害者就業・生活支援センター

名称	所在地	電話番号 FAX番号	管轄地域
広島障害者就業・生活支援センター	〒733-0011 広島市西区横川町二丁目5-6 メゾン寿々屋201号	082-297-5011 082-297-5012	広島市(中区、西区、佐伯区、安佐南区、安佐北区)、安芸高田市、安芸太田町、北広島町
広島東障害者就業・生活支援センター	〒732-0053 広島市東区若草町15-20 (就労サポートセンターSOAR 5階)	082-262-5100 082-262-5102	広島市(東区、南区、安芸区)、府中町、海田町、熊野町、坂町
呉安芸地域障害者就業・生活支援センター	〒737-0051 呉市中央五丁目12-21 (呉市福祉会館3階)	0823-25-8870 0823-25-8868	呉市、江田島市
広島中央障害者就業・生活支援センター	〒739-0001 東広島市西条町西条414-31 (サポートオフィスQUEST内)	082-490-4050 082-427-6280	東広島市、竹原市、大崎上島町
みどりの町障害者就業・生活支援センター	〒729-1322 三原市大和町箱川1470-2	0847-35-3350 0847-35-3339	三原市、尾道市、世羅町
三原センター	〒729-0418 三原市本郷北三丁目4-5 とよの郷内	0848-86-2345 —	
尾道センター	〒722-0215 尾道市美ノ郷町三成1190-1	0848-48-5066 —	
東部地域障害者就業・生活支援センター	〒726-0011 府中市広谷町959-1 (パレットせいわ2階)	0847-46-2636 0847-44-6624	福山市、府中市、神石高原町
福山事務所	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 (福山すこやかセンター2階)	084-926-3805 084-926-3806	
広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ	〒738-0033 廿日市市串戸五丁目3-45 (あまのコミュニティーケアプラザLaLa2階)	0829-34-4717 0829-34-4718	大竹市、廿日市市
備北障害者就業・生活支援センター	〒728-0013 三次市十日市東三丁目14-1 (三次市福祉保健センター1階)	0824-63-1896 0824-63-1897	三次市、庄原市

名称	所在地	電話番号	FAX番号	
広島障害者職業能力開発校	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-23	082-254-1766	082-254-1716	
訓練科名	定員	訓練期間	訓練内容	対象者
C A D 技術科	15	2年	2次元CAD及び3次元CAD/CAM/CAE等	知的障害以外の障害者
情報システム科	10	2年	情報技術全般に関する知識、情報システム開発におけるプログラミング及びシステム設計の知識・技術等	
Webデザイン科	10	2年	ホームページ作成に必要なビジュアルデザインの知識、ソフトウェア操作等	
O A ビジネス科	17	1年	簿記会計、税務、社会保険、OA機器操作等	知的障害以外の身体障害等
O A ビジネス科 (音声パソコンコース)	3	1年	スクリーンリーダー等の資格障害者用就労支援機器・OA機器・パソコンの操作、ビジネスマナー等	知的障害以外の視覚障害者
事務実務科	10	1年	パソコン操作、事務一般、ビジネスマナー等	知的障害以外の精神・発達障害者
総合実務科	30	1年	流通、物流、環境(屋内・屋外)整備、就業基礎、事務補助、調理	知的障害者
総合実務科 (チャレンジコース)	前期5 後期5	6か月	流通、物流、環境整備等	知的・身体障害者以外の発達障害者
合計	105	看護師、精神保健福祉士(PSW)、手話通訳員を配置しています。		

(2) 雇用の安定のための制度

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
職場適応訓練	事業主に委託し、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施します。	訓練生には訓練手当、委託事業主には委託費を支給します。	公共職業安定所 (ハローワーク) P. 82 参照
トライアル雇用助成金 〔障害者トライアルコース〕	就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成。	【精神障害者の場合】 ・助成期間：最長6か月 ・助成額： 雇入れから3か月間→ 1人あたり月額最大8万円 雇入れから4か月以降→ 1人あたり月額最大4万円 【上記以外の場合】 ・助成期間：最長3か月 ・助成額：1人あたり月額最大4万円	
トライアル雇用助成金 〔障害者短時間トライアルコース〕	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試用雇用を行う事業主に対して助成。	1人あたり月額最大4万円 (最長12か月間)	
特定求職者雇用開発助成金 〔特定就職困難者コース〕	障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成。 (※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上(重度障害者等を短時間労働者以外として雇い入れる場合にあっては3年以上)であることが確実に認められること。	【身体・知的障害者(重度以外)】 ・1人あたり120万円 (中小企業以外50万円) ・短時間労働者(※)は80万円 (中小企業以外30万円) 【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】 ・1人あたり240万円 (中小企業以外100万円) ・短時間労働者(※)は80万円 (中小企業以外30万円) (※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)	
特定求職者雇用開発助成金 〔発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース〕	発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成。 (※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることが確実に認められること。	1人あたり120万円 (中小企業以外50万円) 短時間労働者は80万円 (中小企業以外30万円)	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
キャリアアップ助成金 (障害者正社員 化コース)	正規・無期転換 有期雇用労働者を正規雇用労働者 (※) または無期雇用労働者に、 無期雇用労働者を正規雇用労働者(※) に転換する。 (※) 多様な正社員(勤務地・職務 限定正社員、短時間正社員)を含む。	【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 ・有期→正規:1人あたり120万 円(中小企業以外90万円) ・有期→無期:1人あたり60万 円(中小企業以外45万円) ・無期→正規:1人あたり60万 円(中小企業以外45万円) 【上記以外の障害者】 ・有期→正規:1人あたり90万 円(中小企業以外67.5万円) ・有期→無期:1人あたり45万 円(中小企業以外33万円) ・無期→正規:1人あたり45 万円(中小企業以外33万円)	公共職業安 定所 (ハローワーク) P.82 参照
障害者介助 等助成金	①職場復帰支援助成金 職場復帰のために必要な職場適応の 措置の実施	・対象障害者1人につき月4万 5千円まで(中小企業は月6万円 まで) ・支給期間:1年間 ・対象障害者等の職場復帰から3 か月以内に措置を開始すること が要件です。	(独)高齡・ 障害・求職 者雇用支援 機構 広島支部高 齡・障害者 業務課 電話:082 545-7150
	②中途障害者等技能習得支援助成金 職場復帰にあたって職務転換後の業 務に必要な知識・技能を習得させるた めの研修の実施	・助成率:対象費用の4分の3 ・対象障害者1人につき年20 万円まで(中小企業は年30万円 まで) ・支給期間:1年間 ・対象障害者等の職場復帰から3 か月以内に措置を開始すること が要件です。	
	③中高年齢等障害者技能習得支援助成 金 加齢に伴う心身の変化により生じる 課題を解消するための知識・技能を習 得するための研修の実施	・助成率:対象費用の4分の3 ・対象障害者1人につき年20万 円まで(中小企業または調整金支 給調整対象事業主は年30万円 まで) ・支給期間:1年間 ・中途障害者の方は手帳交付日等 から6か月を超える期間が経過 していることが対象障害者等と なる要件です。	
	④職場介助者の配置又は委嘱助成金 業務遂行のために必要な職場介助者 の配置または委嘱	・助成率:対象費用の4分の3 ・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人につき1回1万円ま で・年150万円まで ・支給期間:10年間 ・対象障害者等が雇用後1年を超 える期間が経過している場合は 対象となりません。	
	⑤職場介助者の配置又は委嘱の継続措 置に係る助成金 上記④の支給期間が終了する事業主 で、職場介助者の配置または委嘱の措 置を継続して行う場合	・助成率:対象費用の3分の2 ・配置1人につき月13万円まで ・委嘱1人につき1回9千円ま で・年135万円まで ・支給期間:5年間 ・支給期間は上記④の支給期間終 了後5年間となります。	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
障害者介助等助成金	<p>⑥職場介助者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するために必要な職場介助者を配置または委嘱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：対象費用の3分の2 ・配置1人につき月13万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月15万円まで） ・委嘱1人につき1回9千円まで・年135万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は1人につき1万円まで・年150万円まで） ・支給期間：10年間 ・中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。 	<p>(独)高齢・障害者雇用支援機構 広島支部高齢・障害者業務課 電話：082-545-7150</p>
	<p>⑦手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金 聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：対象費用の4分の3 ・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人につき1回1万円まで・年150万円まで ・支給期間：10年間 ・対象障害者等が雇用後1年を超える期間が経過している場合は対象となりません。 	
	<p>⑧手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 上記⑦の支給期間が終了する事業主で、当該担当者の配置または委嘱の措置を継続して行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：対象費用の3分の2 ・配置1人につき月13万円まで ・委嘱1人につき1回9千円まで・年135万円まで ・支給期間：5年間 ・支給期間は上記⑦の支給期間終了の翌日から5年間となります。 	
	<p>⑨手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するために必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：対象費用の3分の2 ・配置1人につき月13万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月15万円まで） ・委嘱1人につき1回9千円まで・年135万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は1人につき1回1万円まで・年150万円まで） ・支給期間：10年間 ・中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。 	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
障害者介助等助成金	<p>⑩職場支援員の配置又は委嘱助成金 職場定着のための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱</p>	<p>①一般労働者への配置1人につき ・中小企業は月4万円まで ・中小企業以外は月3万円まで</p> <p>②短時間労働者への配置1人につき ・中小企業は月2万円まで ・中小企業以外は月1万5千円まで</p> <p>③特定短時間労働者への配置1人につき ・中小企業は月1万円まで ・中小企業以外は月7千5百円まで</p> <p>④委嘱 ・委嘱1人につき1回1万円まで・月4万円まで</p> <p>・支給期間：2年間（精神障害者は3年間） ・対象障害者等の雇入日、勤務時間延長日、配置転換日、業務内容変更日、職場復帰日または企業在籍型職場適応援助者助成金の支援終了日の翌日から6か月以内に支援を開始することが要件です。</p>	<p>(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 広島支部高齡・障害者業務課 電話：082-545-7150</p>
	<p>⑪職場支援員の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱</p>	<p>①一般労働者への配置1人につき ・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月4万円まで ・上記以外の事業主は月3万円まで</p> <p>②短時間労働者への配置1人につき ・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで ・上記以外の事業主は月1万5千円まで</p> <p>③特定短時間労働者への配置1人につき ・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月1万円まで ・上記以外の事業主は月7千5百円まで</p> <p>④委嘱 ・委嘱1人につき1回1万円まで・288万円まで</p> <p>・支給期間：6年間 ・中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。</p>	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
障害者介助等助成金	⑫健康相談医の委嘱助成金 健康相談のために必要な健康相談医を委嘱	・助成率：対象費用の4分の3 ・委嘱1人につき1回2万5千円まで・年30万円まで ・支給期間：10年間	(独)高齡・障害者雇用支援機構 広島支部高齡・障害者業務課 電話：082-545-7150
	⑬職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金 職業生活に関する相談・支援の業務を専門に担当する方の配置または委嘱	・助成率：対象費用の4分の3 ・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人1回につき1万円まで・年150万円まで ・支給期間：10年間	
	⑭職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金 職業能力の開発・向上のために必要な業務を専門に担当する方の配置または委嘱	・助成率：対象費用の4分の3 ・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人1回につき1万円まで・年150万円まで ・支給期間：10年間	
	⑮介助者等資質向上措置に係る助成金 障害者の介助等の業務を行う方の資質の向上のための研修・講習の実施	・助成率：対象費用の4分の3 ・1事業主につき年100万円まで ・職場介助者、手話通訳・要約筆記等担当者、職場支援員、職業生活相談支援専門員、職業能力開発向上支援専門員・企業在籍型職場適応援助者の方の資質向上に資する研修・講習を実施する場合に支給します。	
	⑯重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者の業務遂行のために必要な支援をサービス事業者へ委託	・助成率：対象費用の5分の4(中小企業は対象費用の10分の9) ・対象障害者等1人につき月13万3千円まで(中小企業は月15万円まで) ・支給期間：年度ごとに委託を開始した日から当該年度末まで ・申請には事前に市町村等への事業実施の確認および相談が必要です。	
職場適応援助者助成金	①訪問型職場適応援助者助成金 支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援(当該事業を行う法人に支給)	①訪問型職場適応援助者による支援 ・対象障害者等が精神障害者以外の場合、1回の支援につき4時間以上1万8千円、4時間未満9千円 ・精神障害者の場合、1回の支援につき3時間以上1万8千円、3時間未満9千円 ・1日当たり3万6千円まで(支援ケースごとの合計) ②訪問型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・当該研修受講料の2分の1の額 ・支給期間：精神障害者以外の場合は1年8か月、精神障害者の場合は2年8か月	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
職場適応援助者助成金	②企業在籍型職場適応援助者助成金 支援計画に基づく企業在籍型職場 適応援助者による支援	①企業在籍型職場適応援助者 による支援 ・対象障害者等が精神障害者以 外の場合 【一般労働者】月6万円まで (中小企業は8万円まで) 【短時間労働者】月3万円まで (中小企業は4万円まで) 【特定短時間労働者】月1万5 千円まで(中小企業は2万円ま で) ・対象障害者等が精神障害者の 場合 【一般労働者】月9万円まで (中小企業は12万円まで) 【短時間労働者】月5万円まで (中小企業は6万円まで) 【特定短時間労働者】月2万円 まで(中小企業は3万円まで) ②企業在籍型職場適応援助者 養成研修を受講した場合 ・当該研修受講料の2分の1の 額 ・支給期間：6か月	(独)高齢・ 障害・求職 者雇用支援 機構 広島支部高 齢・障害者 業務課 電話：082 545-7150
	③訪問型職場適応援助者の中高年齢 等措置に係る助成金 加齢に対応した支援計画に基づく 訪問型職場適応援助者による支援(当 該事業を行う法人に支給)	①訪問型職場適応援助者によ る支援 ・対象障害者等が精神障害者以 外の場合、1回の支援につき4時 間以上1万8千円、4時間未満9 千円 ・精神障害者の場合、1回の支 援につき3時間以上1万8千円、 3時間未満9千円 ・1日当たり3万6千円まで (支援ケースごとの合計) ②訪問型職場適応援助者養成 研修を受講した場合 ・当該研修受講料の2分の1の 額 ・支給期間：精神障害者以外の 場合は1年8か月、精神障害者の 場合は2年8か月	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
職場適応援助者助成金	<p>④企業在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金 加齢に対応した支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による最初の支援</p>	<p>①企業在籍型職場適応援助者による支援 ・対象障害者等が精神障害者以外の場合 【一般労働者】月6万円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は8万円まで） 【短時間労働者】月3万円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月4万円まで） 【特定短時間労働者】月1万5千円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで） ・精神障害者の場合 【一般労働者】月9万円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月12万円まで） 【短時間労働者】月5万円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月6万円まで） 【特定短時間労働者】月2万円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月3万円まで） ②企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・当該研修受講料の2分の1の額 ・支給期間：6か月</p>	<p>(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部高齢・障害者業務課 電話：082-545-7150</p>
雇用保険失業給付の優遇措置 ※雇用保険受給資格者に限る	<p>障害者等就職が困難な方の場合、基本手当の支給日数が優遇されています。</p>	<p>45歳未満は300日分 45歳以上65歳未満は、360日分となります（ただし、雇用期間が1年未満の場合は150日分※倒産・解雇、雇い止め等、やむを得ない理由で離職した者に限りません。）。</p>	<p>公共職業安定所 (ハローワーク) P.82参照</p>
雇用促進支援等資金 (県費預託融資制度)	<p>○新たに障害者を常用雇用するもの ○障害者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善の事業を行うもの 以上の条件のいずれかに該当する中小企業者を対象に、金融機関を通じて運転資金・設備資金を低利で融資します。</p>	<p><u>融資限度額</u> ・運転資金及び設備資金 7,000万円 <u>信用保証等</u> ・原則として広島県信用保証協会による保証付き 保証人は、法人の代表者を除き原則不要</p>	<p>県商工労働局 経営革新課・雇用労働政策課 電話 082-513-3321</p>

施策の種類	内 容	問合せ先
職業相談・職業評価	就職の希望等を把握した上で必要な相談・評価を行い、就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個々人の状況に応じた「職業リハビリテーション計画」を策定します。	広島障害者職業センター
職業準備支援	一定期間（2週～12週間）通っていただき、基本的な労働習慣の体得を図るための作業支援、職業に関する知識の習得や社会生活技能の向上等を図るための講座の受講、目標達成に向けた定期的な相談を通じて、就職または職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図ります（一人ひとりの状況に応じた個別のカリキュラムに基づいた支援を行います）。また、支援期間中からハローワークと連携した就職活動支援を行い、就職時にはジョブコーチによる職場適応支援等につなげます。	電話 082-502-4795 Fax 082-211-4070
ジョブコーチによる職場適応支援	障害者が円滑に職場に適応することが出来るように、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者および事業主に対して、障害特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行います。	
リワーク（職場復帰）支援	個別の支援計画に基づき、メンタルヘルス不調等で休職している方に対して職場復帰に向けた準備を、事業主に対して職場の受け入れ体制の整備についての支援を行い、円滑な職場復帰につなげていきます。	
障害者就業・生活支援センター事業	就職を希望する障害者や在職中の障害者を対象として、雇用及び福祉の関係機関と連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。 《就業面での支援》 ○職業準備訓練、職場実習あっせん ○就職活動の支援 ○職場定着に向けた支援 等 《生活面での支援》 ○在職者等の生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言 ○住居、年金余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言	障害者就業・生活支援センター P. 83 参照
小規模作業所	一般企業で就労することが困難な障害者に共同作業の場を設けて、作業を通して技能訓練・生活指導等を行います。	作業所
施策の種類	内 容	
就労移行支援	「10 日中活動系サービス」(P. 66) 参照	
就労継続支援 (A型)	「10 日中活動系サービス」(P. 66) 参照	
就労継続支援 (B型)	「10 日中活動系サービス」(P. 66) 参照	
就労定着支援	「10 日中活動系サービス」(P. 67) 参照	

施策の種類	内 容	問合せ先
障害者雇用率制度	<p>社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用機会を確保するため、事業主が常用労働者に対する一定割合（障害者雇用率（下表））の身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用することを義務付けている制度です。</p> <p>詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。 【厚生労働省ホームページ：障害者雇用率制度】 URL： http://www.mhlw.go.jp/</p> <p>令和6年4月から障害者雇用率が下記のとおり変わります。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>【令和6年4月1日からの障害者雇用率】</p> <p>民間企業 一般の民間企業 2.5（2.3）%（対象労働者 40（43.5）人以上規模の企業） 一定の特殊法人等 2.8（2.6）%（対象労働者 36（38.5）人以上規模の独立行政法人及び特殊法人） 国・地方公共団体等 国・地方公共団体 2.8（2.6）%（除外職員を除く職員 36（38.5）人以上の機関） 都道府県等の教育委員会 2.7（2.5）%（除外職員を除く職員 37.5（40）人以上の機関） ※（ ）内は今年度の障害者雇用率</p> </div>	<p>公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>P. 82 参照</p>